(令和6年2月16日決裁)

1 趣旨

この要領は、建設業界における働き方改革を推進し、将来にわたる建設工事の担い手の育成及び確保をするための取組として、本市が発注する建設工事(以下「建設工事」という。)において「週休2日制モデル工事」(以下「モデル工事」という。)を試行的に発注するために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

- (1) この要領において「週休2日」とは、建設工事において対象期間に4週8 休(8日/28日(28.5%)以上の現場閉所(現場休息)を行うことをい う。
- (2) この要領において「現場閉所」とは、建設工事において、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場が閉所された状態をいう。
- (3) この要領において「現場休息」とは、建設工事(分離発注を行った場合に限る。)において、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場作業がない状態をいう。

3 対象期間

- (1) 前項1号の対象期間(以下「対象期間」という。)は、契約工期のうち、現場施工に着手する日から現場施工を完了する日まで(最終週が7日に満たないときは、その期間を除く。)とする。
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日まで)、夏季休暇(8月14日から 16日まで)、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじ め定める期間は、対象期間に含めるものとする。

4 休日

- (1) 現場閉所(現場休息)の日(以下「休日」という。)は、原則として、日曜日及び土曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日又は祝日を休日とすることもできる。
- (2) 前項第2号に規定する期間にあっては、当該期間のうち、原則として、日曜日及び土曜日のみを休日として取り扱うものとする。
- (3) 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所(現場休息)の日は、休日に含めることができるものとする。
- (4) 地元対応等でやむを得ず休日に作業が生じる場合には、原則として作業日前後の7日以内に振替の休日を定めるものとする。

5 対象工事

モデル工事は、工事の種類、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。 ただし、次に掲げる工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 竣工時期や現場条件に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事
- (3) 工場製作が主となる工事
- (4) 単価契約方式による工事
- (5) その他週休2日の実施が困難な工事

6 発注方式

- (1) モデル工事の発注方式は、次に掲げるいずれかの方式によるものとする。
 - ア 発注者指定型 発注者があらかじめ週休2日に取り組むことを指定して 発注する方式
 - イ 受注者希望型 モデル工事の受注者が希望により当該工事について週休 2日に取り組むことができる方式
- (2) 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、発注工事がモデル工事であること及びその発注方式を入札公告等に明示するものとする。

7 工期の設定

発注者は、モデル工事の契約工期を設定するに当たっては、通常算入する準備期間、施工に必要な日数、不稼働日及び後片付けの期間に加え、週休2日の 実施に係る受注者の事務処理期間として14日間を契約工期に加算して設定するものとする。

8 経費の補正

(1) 発注者は、土木工事に係るモデル工事を発注するときは、工事費の積算に おいて、次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに定める係数を乗じる補正 を行うものとする。

ア 労務費 1.05

イ 機械経費(賃料) 1.04

ウ 共通仮設費 1.04

工 現場管理費 1.06

(2) 発注者は、建築工事に係るモデル工事を発注するときは、工事費の積算に おいて、労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の 掲載価格(材工単価の)の労務費をいう。次項第3号において同じ。)に、 1.05を乗じる補正を行うものとする。

9 変更契約

- (1) モデル工事について週休2日を達成できなかった場合(次号及び第3号に該当する場合を除く。)又は受注者希望型のモデル工事の受注者が週休2日の取組を希望しなかった場合は、請負代金額のうち、前項の規定により補正した金額に相当する額を減額する変更契約を行う。
- (2) 受注者希望型により発注した土木工事に係るモデル工事について、週休2日を達成できなかった場合(現場閉所率が21.4%以上のときに限る。)は、前項第1号の規定により補正した積算金額と、次に掲げる現場閉所の達成状況に応じ、それぞれに定める経費にその係数を乗じ補正した積算金額との差額に相当する額を減額する変更契約を行う。

ア 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%以上28.5%未満)

- ① 労務費 1.03
- ② 機械経費(賃料) 1.03
- ③ 共通仮設費 1.03
- ④ 現場管理費 1.04

イ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25.0%未満)

- ① 労務費 1.01
- ② 機械経費(賃料) 1.01
- ③ 共通仮設費 1.02
- ④ 現場管理費 1.03
- (3) 受注者希望型により発注した建築工事に係るモデル工事について、週休2日を達成できなかった場合(現場閉所(現場休息)率が21.4%以上のときに限る。)は、前項第2号の規定により補正した積算金額と、次に掲げる現場閉所(現場休息)の達成状況に応じ、それぞれに定める係数を労務費に乗じて補正した積算金額との差額に相当する額を減額する変更契約を行う。

ア 4週7休以上4週8休未満(現場閉所(現場休息)率25%以上28.5%未満) 1.03

イ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率21.4%以上25.0%未満) 1.01

10 実施届

受注者希望型のモデル工事を受注した受注者が当該工事について週休2日に 取り組む場合は、契約締結後速やかに、週休2日制モデル工事実施届(様式第 1号)を発注者に提出するものとする。

11 看板等の設置

モデル工事の受注者は、現場施工に着手する日までに、モデル工事である旨 を示す看板等を公衆の見やすい場所に設置するものとする。 12 現場閉所(現場休息)の確認方法等

現場閉所 (現場休息) の確認は次のとおり行う。

(1) 現場施工着手前

ア モデル工事の受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を 発注者に提出する。

イ モデル工事の受注者は、現場施工に着手する日から28日分の休日計画 書(様式2号)を発注者に提出し、休日の計画について確認を受ける。

(2) 現場施工期間中

- ア モデル工事の受注者は、翌28日分の休日計画書を当該休日計画書の初日となる日の7日前までに発注者に提出し、休日の計画について発注者の確認を受ける。
- イ モデル工事の受注者は、休日計画書の計画期間終了後7日以内に休日実 績書(様式第3号)を提出するとともに、現場閉所(現場休息)を確認で きる作業日報等を提示し、発注者の確認を受ける。
- ウ 天候の影響、地元対応等により休日の振替を行う場合は、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候の急変、緊急の工事等急を要する場合は、この限りでない。
- エ モデル工事の受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(3) 現場施工完了後

- ア モデル工事の受注者は、現場施工を完了する日から3日以内、かつ、工事完成届を提出する日の21日前までに最終の休日実績書及び休日実績集計表(様式第4号)を提出するとともに、現場閉所(現場休息)を確認できる作業日報等を提示し、発注者の確認を受ける。
- イ 発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況に応じて、第9項の規定に 基づき必要となる変更契約を行う。
- (4) 前3号に定める期限内に休日計画書等の提出がなかった場合には、モデル 工事について週休2日を達成できなかったものとして取り扱う。

13 工事成績評定

- (1) 発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況に応じ、工事成績評定の評価項目「創意工夫」において加点評価をする。ただし、履行できなかったことによる減点は行わないものとする。
- (2) 加点評価は、次の表のとおり加点を行うものとする。

達成状況	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上	2点	2点
4週7休以上4週8休未満		1点
4週6休以上4週7休未満		0. 5点

※工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数となる。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。